

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適切であると判断したもの)

令和5年12月15日現在

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	商工観光部 観光交流推進室
報告書ページ	101 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	<p>飯坂町財産区特別会計(温泉使用料、公衆浴場使用料)</p> <p>①長期滞納債権の回収促進</p> <p>温泉使用料は平成30年度末で過年度からの滞納額(収入未済額)が21先で71,154千円ある。このうち、5年以上延滞している滞納額が59,048千円と83.0%を占めており、過年度からの滞納額の回収が進んでいない。滞納期間や滞納額に応じた基準を設けて、強制執行などの更なる回収強化を図ることが望ましい。ただし、監査実施時点においては、コロナ禍の影響により旅館・ホテルの売上減少が著しいことから、社会経済の状況がコロナ禍の影響から回復した時期に実施すれば足りるものと考ええる。(要約)</p>		
現行の対応を継続する理由	<p>飯坂財産区温泉使用料は私債権であり、直接強制徴収できる自力執行権がないため、強制執行を行うには裁判により債務名義を取得する必要があります。回収強化に着手するには対応を十分検討する必要があります。</p> <p>一方、令和5年度においては、滞納者と面談を実施して納付を促すとともに、滞納整理計画を策定させ、債権回収の取り組みを強化してきました。</p> <p>今後は、引き続き積極的な債権回収に取り組むとともに、納税課の指導のもと福島市債権管理条例に基づき、債権名義の取得や不納欠損について滞納期間や滞納額に応じた手続基準の策定について検討いたします。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年12月15日現在

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	商工観光部 観光交流推進室
報告書ページ	102 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	<p>飯坂町財産区特別会計(温泉使用料、公衆浴場使用料)</p> <p>②債権管理台帳の整備 債権管理台帳として、「収入(消込)状況」が提示された。これは債務者の月毎の調定額及び収納額が記載されており、使用料の収納状況を管理するために作成されているものである。</p> <p>福島市債権管理条例第5条及び福島市債権管理条例施行規則第4条では、債権の名称、債務者の氏名及び住所、財産に関する事項、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項、債権の徴収に係る履歴、担保に関する事項等の項目を記載した台帳を整備しなければならないとされているが、債務者毎にこのような項目を網羅した債権管理台帳は作成されていない状況である。</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。</p>		
講じた措置の内容	<p>〔当該事項が発生した原因〕 令和2年度までに債権台帳が整備されていなかった理由としましては、債権管理台帳に類似したデータを用いて各対応をしていたことから、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳については整備しておりませんでした。</p> <p>〔措置した内容と時期〕 福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳の整備が完了しました。</p> <p>令和5年7月から3ヶ月の試行運用を経て、同年10月から本格運用を開始しています。</p> <p>令和2年度から令和5年度整備まで数年経過しているが対応できなかった理由としましては、債権管理台帳の整備について、令和2年度時点で全庁的に多くの債権で債権管理台帳不備の指摘があったことから、全庁横断的な検討を踏まえたうえで対応することとし、令和3年度において、同検討内容を基に納税課と協議を進めてまいりました。</p> <p>その結果、個別債権については担当所属ごとに債権管理台帳を整備する方針となりましたことから、令和4年度、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳整備について着手開始致しました。</p> <p>債権管理台帳整備にあたり、エクセル等により台帳整備を進めていましたが、現年度・複数年度のデータの整理・管理が煩雑となっていたため台帳整備に時間を要しました。</p> <p>本年度、情報企画課の支援によりAccess等を用いたデータベースを構築できたため包括的な管理を実現することができました。</p>		